

平成16年11月 1日
平成27年 7月 1日
平成29年 6月 1日

株式会社名古屋建築確認・検査システム 確認検査業務約款

(責務)

- 第1条 申請者(建築主または建築主の委任を受けた者をいい、以下「甲」という。)と株式会社名古屋建築確認・検査システム(以下「乙」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款及び株式会社名古屋建築確認・検査システム確認検査業務規程(以下「規程」という。)及び株式会社名古屋建築確認・検査システム確認検査業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
 - 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 甲は、手数料規程に基づき定められた額の手数料を、手数料規程に基づいて支払わなければならない。
 - 甲は、この契約に定めのある場合、または乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に記載された業務の対象建築物(以下「対象建築物」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。
 - 甲は、乙の確認業務において、対象建築物の計画に関し乙がなした建築基準関係規定への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。
 - 甲は、乙が業務を行う際、対象建築物、対象建築物の敷地または工事場に立ち入り、業務上必要な調査または検査を行うことができるよう協力しなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- 確認審査業務 法第93条第1項に規定する消防長等の同意のあった日から4日以内(規程第3条に規定する休日を含まない。以下本条において同じ。)とする。ただし、消防長等の同意を必要としない対象建築物については、引受承諾書を交付した日から5日以内とする。
 - 中間検査業務 中間検査引受承諾書に定める特定工程工事終了(予定)日から4日以内とする。
 - 完了検査業務 完了検査引受承諾書に定める工事完了(予定)日から7日以内とする。
 - 仮使用認定業務 仮使用認定申請書に定める仮使用期間の始期の前日までとする。
- 2 乙は、甲が前条第5項から第7項までに定める責務を怠ったときその他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要な事項については甲乙協議して定める。

(計画の変更)

- 第3条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により申請に係る計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の確認審査申請関係図書を提出しなければならない。
- 前項の計画変更が大規模な場合にあっては、甲は、当初の計画に係る確認審査の申請を取り下げ、別件として改めて確認審査を申請しなければならない。
 - 甲の都合により、確認済証の交付前、中間検査合格証または中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前あるいは検査済証または検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に申請を取り下げる場合は、甲は、その旨を記載した取下届を乙に提出しなければならない。
 - 前2項の取り下げがなされた場合、次条第2項の契約解除があったものとみなす。
 - 確認済証の交付後に確認審査申請書の記載事項に変更が生じた場合には、甲は、申請書記載事項

変更届を乙に提出しなければならない。

6 確認済証の交付後に工事を取り止めた場合には、甲は、工事取止届を乙に提出しなければならない。

(甲の解除権)

第 4 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第 2 条の各号に定める業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みがないとき
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、甲は、料金がすでに支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第 1 項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第 2 項の契約解除の場合、乙は、料金がすでに支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第 2 項の契約解除の場合、前項に定める他、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第 5 条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 2 前項の契約解除の場合、乙は、料金がすでに支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第 6 条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物の計画の概要を建築場所の特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(秘密保持)

第 7 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 既に公知の情報である場合
- (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
- (3) 所管行政庁から求められた場合

(別途協議)

第 8 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(付則)

この約款は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

(付則)

この約款は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(付則)

この約款は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。